

1 目的

群馬県共同募金会（以下「本会」という。）のミッション「ひとりでも多くの人が困りごとに関心を持ち、地域でアクションをおこす、そのことを応援する。」を果たすべく、配分による市民活動等の活性化及び配分財源（募金）の増強を一定期間集中して行うことを目的に、市町村共同募金委員会（以下「市町村共募」という。）の運営費を一定条件のもとで追加交付する。

2 実施期間

令和6年度から令和10年度まで実施する。ただし、実施財源の確保が困難になった場合又は目的に適った成果が見込めないと判断した場合は期限を待たずに終了する。

3 追加交付の条件

(1) 地域配分業務について【条件A】

市町村共募において、地域配分に関する次の業務を前年度にすべて実施し、また当年度においても実施予定であることが地域配分基準及びホームページ等で確認できること。

- ①配分申請の「公募」を実施していること。公募による配分先が社協以外で原則5団体以上あり、かつ当該配分額が当該年度募金を財源とする地域配分額の概ね4分の1以上であること。

（注釈）・市町村共同募金委員会が直接申請を受け付けて審査・決定するものを対象とする。

- ・特定のテーマを掲げて実施する配分でなく、自発的な市民活動を支援するための一般的な配分とする。
- ・公的制度上の事業や福祉施設への配分は原則として含まない。

- ②配分申請の受付から事業実施、事業完了に至るまでの一連のなかで、常に相談に応じ、配分先団体の基盤強化等について随時支援をしていること。支援の記録があることが望ましい。

(2) 一般募金業務について【条件B】

市町村共募において、一般募金に関する次の業務を前年度にすべて実施し、また当年度においても実施予定であること。ただし、令和6年度申請分は、前年度の条件は①～③のいずれかでもよい。

- ①戸別募金において、「地域の福祉課題」を具体的に伝えるべく工夫すること。例えば地域配分内容を紹介する際、事業内容を伝えるだけでなく、解決しようとしている福祉課題を具体的に示して理解を促すための資料等を作成し、自治会など戸別募金協力団体へ説明する機会を設けるなど、一般住民が福祉課題に関心をもつよう工夫する。
- ②法人募金又は職域募金において、企業等の社会貢献活動を促す趣旨で寄付募集を企画すること。例えば企業等から寄付を受領した後も企業と個別に連絡調整して繋がりを維持しつつ、企業や寄付者が社会課題に関心を寄せるきっかけづくりをするなど、積極的にアプローチする。
- ③学校募金において、福祉教育と連携して募金活動を促していること。本会が行う「赤い羽根教室」と協働して取り組んでいることが望ましい。

4 追加交付上限額の算出

上記3の【条件A】及び【条件B】による追加交付の上限額は次のとおり算出する。

(1) 【条件A】による上限額

当年度運営費交付額(※1) × 前年度の一般募金目標達成率(※2) × 0.7

(2) 【条件B】による上限額

当年度運営費交付額(※1) × 前年度の一般募金目標達成率(※2) × 0.3

※1…毎年交付している「市町村共同募金委員会運営費交付要綱」に基づくもの

※2…達成率の上限は1（100%）

5 追加交付方法

市町村共募からの申請に基づき、交付可否を判断して追加交付する。

市町村共募において、所定の様式により申請書を作成し、本会に4月末日までに提出すること。

本会において申請内容を確認し、5月20日までに交付可否を決定し、5月末日までに交付する。

6 追加交付後の対応

本要綱に基づき追加交付した運営費の使途及び経理、残額精算等に関する規定は、「市町村共同募金委員会運営費交付要綱」に委任する。

なお、追加交付分については、決算書に計上するだけでなく、ヒアリング等により成果確認を行う。

7 目指す成果

「2 実施期間」にある「目的に適った成果」について想定している事柄の例は、次のとおりとする。

- ・地域配分先団体の掘り起こし、配分先団体の増加。
- ・法人・職域募金の金額又は件数の増加、もしくは新たな社会貢献企画の掘り起こし。
- ・福祉教育と共同募金の連携事例の増加。